

## 教員の不祥事と処分の相当性（2）

星野 豊

- 1 序 --- 本稿の課題
- 2 裁判例の検討
  - (1) 飲酒運転（以上、63号）
  - (2) 性的問題行為（以上、本号）
  - (3) その他の犯罪行為
- 3 不祥事に対する処分の相当性
  - (1) 処分の裁量と規定の文言
  - (2) 処分の手続と処分の相当性
  - (3) 処分の妥当性の判断基準

### （2） 性的問題行為

前項の飲酒と並んで、学校における最も大きな不祥事が性的問題行為であることは、改めて論ずるまでもないことであろう。学校は、児童生徒として若年者が多数集合する場所であり、そこで発生する性的問題行為が、児童生徒本人は言うに及ばず、児童生徒を学校に通わせる保護者からの学校に対する信頼を大きく損なう結果となるのは想像に難くない。従って、教員が性的問題行為を起こした場合、大半の学校は、懲戒免職をはじめとする極めて厳しい処分を以て臨んでおり、かかる処分を受けた教員が、その妥当性を争って訴訟を提起したとしても、裁判所は処分の相当性を原則として肯定する傾向がある<sup>14</sup>。

---

14 近時の裁判例として、東京地判平成25年2月27日平成23年（行ウ）708号（同僚教員へのわいせつ行為を理由とする懲戒免職処分が相当であるとされた事例。第一審で確定）、東京地判平成25年4月25日平成23年（行ウ）614号（児童に対する複数回にわたるわいせつ行為を理由とする懲戒免職が相当であるとされた事例。東京高判平成25年7月26日平成25年（行コ）212号で控訴棄却、最決平成26年2月4日平成25年（行ツ）444号・平成25年（行ヒ）478号で上告棄却・上告不受理となり確定）がある。

もっとも、処分の妥当性が訴訟で争われる事案の中には、処分された教員が一方的に加害者として犯罪行為を敢行したとは必ずしも評価しきれない場合も含まれているほか、当該事案が報道されるなどして社会的に注目を集めたか否かによっても学校の対処が異ならざるを得ず、さらに、事案によっては、学校が教員に対して下した処分が軽すぎるとして被害者あるいは保護者が提訴する場合も生じているため<sup>15</sup>、問題の構造がかなり複雑となっているのが実情である。

宮崎地判平成22年2月5日平成21年（行ウ）6号は、Y県下の公立中学校の部活動顧問教員Xが、部員であった女子生徒Aに対する、下記の行為をしたことを理由とする懲戒免職処分に対し、事実誤認及び処分の妥当性を争った事案である。この種の事案で予測されるとおり、関係者の主張が重要部分について対立する中で、裁判所は次のとおり判示し、Xは懲戒事由に相当するセクハラ行為をしたものと認定し、これに対する懲戒免職処分には裁量権の濫用はないと判示した。

懲戒事由①：「平成20年3月30日午後6時半ころから、Aの自宅2階で、同人の兄の送別会が開催され、Xのほか、3組の生徒及びその親に加え、かつて本件中学校に勤務していた教師がもう1名参加した。」「Aは、宴席の途中で1階にある居間に行き、2人の弟が寝ているコタツに入って横になっていたが、同じころ、Xも、1階に下りてトイレに行った後、同居間のコタツに入り、Aと同コタツの脚を隔てて隣り合う形で横になった。その際、Xは、左半身を下にして体の正面をXの方に向けた体勢であった。」「Xは、Aに対し、「ファーストキスは誰としたい。」と尋ね、同人が「B君。」と答えると、仰向けになっていた同人に覆い被さるような体勢になって同人の唇にキスをするとともに、「俺でよかったか。」と笑いながら言った。」「その後、XとAはそのままコタツで眠ったが、Aは他の生徒から起こされて、Xの顔に落書きをした。翌日、Xが目覚ますと、Xの左腕の上にAの頭が乗っている状態であった。」

---

15 最近の典型的な事案として、高松地判平成27年3月25日平成23年（ワ）9号がある。この事案は、高校の卒業生が大学の卒業研究のための調査に協力を依頼した後、教員と卒業生との間で性的関係が形成され、後に教員と卒業生との間で示談が成立した後、訓告処分が下されたところ、卒業生が処分に不満を述べたうえで自殺したことから、卒業生の保護者が教員及び学校を管理する県を相手取り、約4000万円の損害賠償を求めて提訴した事例である。第一審である高松地裁は、教員の卒業生に対するセクハラ行為や性的関係の形成に関して、教員個人に対して約750万円の支払を命ずる一方、かかる行為は外形的にも実質的にも公務の範囲に含まれないとして、県に対する保護者の責任を棄却した。これに対して教員が控訴し、保護者も附帯控訴して請求を拡張したが、後に教員が控訴を取り下げたため、第一審の判断が確定した（高松高裁平成27年（ネ）139号・227号）。

懲戒事由②：「Aは、振替休日であった同年4月18日の午前中、部活をするために本件中学校に登校した。Xは、Aが同月16日に体育館に置き忘れていた2本のバトンを職員室で保管していたため、Aに会った際、職員室までバトンを取りに来よう指示した。」「Aが一人でバトンを取りに行くと、Xは、職員室の前の廊下でAに上記バトンを渡したが、その際、自分の顔をAの顔に近付けて、Aの唇にキスをした。」

懲戒事由③：「Xは、同日の正午ころに部活が終わると、Aに対し、宿題を見て欲しければ午後にコンピューター教室に来るように伝えた。」「午後2時ころ、Xがコンピューター教室に向かったところ、室内にAの荷物が置かれていたものの、A本人は不在であった。Xは、Aを探して本件中学校内を見て回ったところ、同人は3年生の教室で学級文庫を読んでいたため、Aに対し、宿題をする気があるならコンピューター教室に来るように告げ、Aと一緒にコンピューター教室に向かった。」「Aは、コンピューター教室の机で宿題をしていたが、後ろで作業をしていたXから、「30日のことは誰にも言っていないよね。」と尋ねられたため、「はい。」と答えた。」「その後、Xは床に座って印刷等の作業を行っていたが、そのころ、Aも机を離れてXの横に並んで座り、印刷物の中に、「めあて」と記載すべきところを誤って「めだて」と記載していたものがあったのを見て笑ったりした。その後、XはAに顔を近付けてAの唇にキスをし、「足は痛くないか。」などと尋ねた。これに対し、Aは、「どこも痛くありません。」と答えたところ、Xは、Aのウインドブレーカーの下を脱がせ、Aを短パンの状態にしたが、そのとき、C講師がコンピューター教室に入ってきた。」「Aは、XとC講師とが話をしている間に帰る支度をし、Xが職員室に戻った後、帰宅した。」

「本件セクハラ行為に関するA供述は、前記……のとおり、いずれも十分に具体的かつ詳細であり、格別不自然・不合理な点は見当たらない。また、X自身、懲戒事由②及び③に関しては、Xの顔ないし口がAの顔と接触したこと自体は認めているが、これは、XからキスをされたというA供述の核心部分にも沿う内容であるから、A供述の信用性を補強するものといえることができる。」

「Xは、A供述には作為的な変遷が存在する旨主張する」が、本件に関して学校の行った「事実確認は、A自身が具体的な事実経過を自発的に語るという形式ではなく、D教諭が回答を示唆した上で、Aにその当否を確認するという誘導的な質問が多く含まれていたことや、Aはその質問の多くに対し、ただ「はい。」や「うん。」「ない。」などと答えていたことが認められるから、13歳というAの当時の年齢を併せ考えた場合、Aは、本件各事実確認の際、多少自己の記憶と異なる部分や、又は明確に記憶していない部分があっても、D

教諭の示唆した回答に迎合して返答していたものと推認することができる。そうしたところ、Aは、証人尋問においては、記憶にある点とない点を区別した上で、各質問に対し明確に返答をしており、その供述態度に格別問題は認められない上、Xからキスをされたという点については、本件各事実確認の段階から一貫していることが認められるから、上記程度のA供述の変遷も、XからキスをされたというA供述の核心部分についての信用性を減殺するものと評価することはできない。」

「Xは、Aが主張するようなセクハラ行為が真実存在したのであれば、当然大人に対して被害申告をするはずであるところ、Aがそのような行動に出なかったことは不自然・不合理である旨主張する。しかしながら、……Aは父子家庭であることや、XはAの父親や兄とも懇意にしていたことが認められるところ、13歳の思春期にある女子生徒が、先生であり、かつ家族全体が懇意にしていたXからキスをされたという事実を、自分の父親に報告することに心理的な抵抗を感じるであろうことは想像に難くない。また、……、Aは、本件セクハラ行為の直後から、生徒Eや生徒Bに対しては、自ら本件セクハラ行為の事実を告げていることが認められるところ、Aの年齢や性別等を考慮すると、教師らに対し直接訴え出る前に、まず友人に相談するというのはむしろ一般的で自然な対応ともいえ、十分に首肯できるものである。したがって、Aが父親や教師といった成人に対し、本件セクハラ行為について被害申告をしなかったことも、格別不合理、不自然とはいえない。」

「Xは、A供述は、C講師にXとの身体的接触を目撃されたことを受けて、自らの体面を保つために、従来から擬似的恋愛感情の対象であったXの積極的な態度をことさらに強調した作為的な虚偽である旨主張する。しかしながら、……AがXに対し、一般に生徒が教師に対して抱く以上の好意を抱いていたことは認められるものの、そのような好意の存在も、中学生であるAが、教諭であるXを窮地に陥れるような虚偽の供述を作出する動機としては不十分であるといわざるを得ないし、……X自身、本件各事実確認の段階から、自分の口ないし顔がAの顔と接触したことは認めていることに照らしても、Aが、Xのいう擬似的恋愛感情に基づき、ありもしない虚偽の事実を作出したと考えることは困難であるというほかない。」

「Xは、懲戒事由②及び③に関して、結果的に自分の口ないし顔がAの顔に接触したことは認めた上で、そのような接触に至った経緯として、(1)懲戒事由②に関しては、バトンを渡す際に、Aの左手を自分の左手で掴むとともに、Aの右肩を自分の右手で引き寄せ、「そんな態度を取るなら、いい加減噛みつくぞ。」と冗談で言ったところ、Aが笑いながら反時計回りに回転し、自分の右下をくぐり抜けたため、その際にAの顔に自分の顔が触れ

たものであり、(2)懲戒事由③に関しては、コンピューター教室で作業をしていると、自分の背中にAが後ろからしなだれかかってきたため、自分の体を右横に倒そうにしながら反時計回りに回転させてAの方を向いたところ、Aも右横に倒れたため、一瞬だけAの右腕が自分の体の下になり、顔と顔が向き合う体勢になったが、その瞬間、Aの顔に自分の口が当たったものであると各供述する。」「しかしながら、一般に日常生活において、意図せずして顔と顔が接触するような状況が一日に2度も生じるということ自体、経験則に照らして極めて不自然、不合理であるといわざるを得ず、このことは、教師が生徒に対し指導や注意をするという局面においても全く同様であるといえる。子細に見ても、男性の教師が13歳の女子生徒を注意をする際に、手と肩を掴んで体を引き寄せた上で、耳元で「噛みつくぞ。」などと告げるということは、それ自体不適切ともいえる、非常に不自然かつ奇妙な言動であるといわざるを得ない。また、懲戒事由③に関しても、仮にXが供述するように、座っていたXの背中にAがもたれかかってきたという事実があったにせよ、13歳の女子生徒をふりほどくためであれば、座った状態のまま単に背中を傾ければ足りるはずであり、わざわざ体を一回転させながら床に寝転がり、右隣に倒れ込んだAの方に顔を向け、Aに覆い被さるような体勢になるというXの供述する経緯は、人間の動作として非常に不自然であるというほかない。加えて、自分の唇がAの顔に当たったかもしれないが、どこに当たったかはわからないというのも極めて不合理であるが、このように、X供述に、不自然な点、不合理な点が多数存在すること自体、X供述が、Xの顔とAの顔が接触したことが偶然であったことを説明するために、後から辻褄を合わせようとしたものではないかと強く疑わせるものといえる。」「加えて、Xは、送別会での出来事については人に言わないようにAに告げたのは、A宅の居間で、自分の腕枕でAが寝てしまった状況は好ましいものではないと考えたためである旨供述する。しかしながら、XがA宅の居間でAと隣り合って寝ていたこと自体は、Aを起こしてXの顔に落書きをした生徒達によっても当然知られているはずであるから、腕枕をしていたことに限定して、わざわざ後日、人に言わないよう改めてAに念を押すまでの必要があったとも考え難いし、Aが腕枕の事実を認識し、不適切であると感じているかどうかも分からないのに、「30日のこと」などという表現を用いるというのも非常に不自然である。また、……Xは、同年4月19日に校長から注意を受けた後、Aに対し、「多分クビになるだろう。」「クビになったら、死ぬことしか考えられない。」などと、Aを怖がらせるような発言はしているものの、自分から何をされたという認識なのかや、なぜありもしないことを人に言うのかといった点を、明確にAに問い正した形跡は認められない。さらには、Xは、同月26日には、Aの父親との協議の後、自殺を

考えて家を飛び出し、県外まで行くという行動に出ているが、当時まだ本件中学校においても事実関係を調査している段階であり、処分の可能性すら客観的には未確定な状態であったのであるから、Aの話が事実無根であると仮定した場合、Xの上記のような行動は、Xの心理的混乱を考慮してもなお、過剰で常軌を逸した対応であるといわざるを得ず、以上のような同月19日以降のXの一連の言動は、X自身本件セクハラ行為の事実を十分認識していたという前提に立たなければ、合理的に説明することができないものである。」

「Xは、計3回にわたり、自身が顧問を務める陸上部に所属する女子生徒に対し、本件セクハラ行為に及んだものであるが、このような行為は、教育公務員の信用を失墜させるものとして地方公務員法33条に反するとともに、全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行に当たるといえるから、Xには、地方公務員法29条1号及び3号に該当する懲戒事由が存するといえる。」「そして、……Xは中学校教諭という立場にあるところ、本件セクハラ行為のうち、特に懲戒事由②及び③については、同立場を離れた私的領域における行為ではなく、Xは、自らが顧問を務める部活に所属する女子生徒に対し、バトンを取りに来るように指示したり、宿題を見るからコンピューター教室に来るように指示したりするなど、教諭としての指導に託けて本件セクハラ行為に及んだものとみることができる。したがって、その態様は、教師としての立場を悪用した悪質なものであるといわざるを得ないし、安心して子供を中学校に通わせたいという親の期待や、学校に対する信頼を根本から覆すものであるから、地域社会に与えた影響を軽視することもできない。また、Xは、本件セクハラ行為を否定し、前示のように不合理な弁解に終始していることに照らせば、未だ真摯に反省をしているとはいえず、……Aに対し、口止めと受け取られてもやむを得ないような行為に出るなど、本件セクハラ行為が公になった後も、自己中心的な行動に終始し、AやAの父親に対し、誠意を尽くした対応を取っているとは認められない。これらの事実にかんがみると、XはこれまでY県教育委員会から懲戒処分を受けたことはなく、勤務態度にも格別問題があったとは認められないこと等、Xに有利な事情を考慮してもなお、Y県教育委員会による本件処分が、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したものであるとまでは認められないというべきである。」

「Xは、AはXに対し擬似的恋愛感情を抱いており、Xとの身体接触を嫌がっていなかった以上、Xの行為はセクシュアル・ハラスメント行為には該当しない旨主張する。」「この点、確かに、……AはXに対し一定の好意を抱いていたことに加え、送別会でXからキスをされた後も、Xの顔に落書きをして遊んだり、Xの左腕の上に頭を乗せた状態で眠ったりしていたことに照らせば、Aは本件セクハラ行為をある程度受容していたことも窺われ、

他方で、Aが本件セクハラ行為によって深刻な肉体的・精神的苦痛を直接受けたことを認めるに足る証拠は存在しない。」「しかしながら、Y県が本件処分に際し依拠した本件基準は、セクシュアル・ハラスメントの相手方が児童・生徒である場合には、相手方が成人である場合とは異なり、相手方の同意の有無を問わずセクシュアル・ハラスメントに該当すると規定するとともに、相手方が児童・生徒である場合には、より重い罰則を規定しているところ、これは、児童・生徒は、その心身の未成熟さゆえに、成人と比較して必ずしも合理的な判断が期待できず、思慮の欠如に乗じられる危険性が高い上、いったん精神的・肉体的な打撃を受けてしまうと、その回復が成人よりも困難であり、以後の成長に看過できない悪影響が生じかねないことにかんがみて、児童・生徒に対する性的な言動については、当該児童・生徒の同意の有無を問わず、一律に禁止する趣旨であると解されるから、上記のような本件基準の規定には十分な合理性があるといえる。したがって、Aが本件セクハラ行為をある程度受容していたからといって、その事実を懲戒事由の該当性を否定する事情としてみたり、本件セクハラ行為の量定を判断するに当たって、原告に有利な情状としてみたりすることは相当ではない」。

本件は、教員が生徒に対してセクハラ行為を行ったか否かの認定判断に関する、典型的な事案と考えることができる。本件も含めて、この種の事案では、関係者の主張が根本的に対立することが通常であり、当事者の供述以外に証拠が存在しない場合も珍しくないため、裁判所の認定判断においても、要するにどちらの当事者の主張の方に高い信頼性が認められるか、具体的には、どちらの主張がより一貫しているか、あるいは矛盾ないし不自然な点がないか、という一種の比較衡量を行わざるを得なくなってくる。この部分だけを取り出しても、民事事件の認定判断としては、十分紛れが大きいものとなることが避けられないし、立証責任との関係では、訴訟の構造がどのようになっているかによって立証責任の配分に結論として差異が生ずるに到ることも無視できない<sup>16</sup>。さらに加えて、学校において生じた事件の関係者の中には、成人のみならず児童生徒という子どもが半ば必然的に含まれてくることとなるから、各自の供述に関する信頼性の判断と、児童生徒が発達途上である

---

16 例えば、児童生徒が性的問題行為の被害に遭ったとして教員を提訴した場合には、当該問題行為の重要部分に係る事実については原告である児童生徒が立証責任を負うこととなるのに対し、児童生徒から被害の申立を受けた学校が教員を処分し、教員がかかる処分の相当性を争って提訴した場合には、当該教員の側が事実上かかる問題行為が存在しなかったことを含め、処分に係る学校の裁量権の濫用を立証する必要が生ずることとなる。

ことに起因する合理的対処が不十分であった点に関する判断とが複雑に交錯することとなり<sup>17</sup>、客観的な評価が極めて難しくなっているものと言わざるを得ない。

結局のところ、本件でXに対する処分が妥当であると判断された決定的な要因は、Xの行為の相手方とされたAが学校における事実確認から裁判所における証人尋問までの全ての手続の中で、一貫してXからキスされたことを第三者に対して供述し、これを以てセクハラ行為に該当すると考える旨の主張を維持したことにあると考えて差し支えない。実際、教員が成人であり、対する児童生徒が発達途上の子どもであることを議論の前提とするならば、成人としての教員の側に子どもの感情的な暴走を鎮める役割を負わせることには一定の合理性があると考えられるし、児童生徒の教員に対する感情を適切に解釈できなかったことから生ずる不利益の可能性を考慮して行動すべきことは、多数の児童生徒を相手として教育活動を行う教員の基本的な資質の問題と言って差し支えないから、本件に関する裁判所の判断は、支持されてしかるべきものと思われる。もっとも、本件の解釈から逆に考えると、社会的に見て不適切と考える者がどの程度多いかは別として、教員と生徒との間に恋愛関係が成立し、生徒が一貫して教員からされた行為を受容している旨を供述した場合には、仮に教員と生徒との間に性交渉等の関係が存在したとしても、当該行為を以て犯罪あるいは懲戒事由とすることは法律上できないこととなり、この場合に、生徒が発達途上であることに起因する合理的対処が不十分であることを強調することには、事実上限界があるものと考えなければならないであろう<sup>18</sup>。

他方、学校外で行われた犯罪としての性的問題行為に関しては、同じく教員職に対する信頼の失墜が問題となるものとしても、これまで述べてきた学校内での事件と、判断における事実上の考慮要素において、やや異なる様相を呈してくる。横浜

---

17 実際、子どもの供述の信頼性が高いとの判断は、当該子どもが問題行為の被害を受けた際に合理的な行動をする能力を持っていたことを事実上推測させるものとなるから、子どもが発達途上であり問題行為に対する合理的対処が十分でなかったとの判断との間で、矛盾が生ずることとなりかねない。

18 教員が処分された事例ではないが、教員と生徒とがラブホテルに入ったことを理由として淫行条例違反で逮捕されたことに対し、教員が県を相手取って逮捕の不当性を争った事案である、那覇地判平成21年3月3日平成19年(ワ)780号では、当該生徒と教員とが恋愛関係にあったとして教員側が生徒に証言させることを強く求めたのに対し、県側は生徒の心身の状況に不安があるとして証言をさせることを断固拒否した。実際、当該事案にかかる取調べでは、生徒は教員の主張に沿う供述をしていたようであり、裁判所は、県に対する教員の国家賠償請求は棄却したものの、理由中の判断で、当該事案は淫行条例違反で逮捕すべき事案ではなかった旨を判示し、この第一審判決後、教員は原職に復帰したとのことである。



地判平成24年8月30日平成22年（行ウ）62号・63号、及び、その控訴審である東京高判平成25年4月11日平成24年（行コ）371号は、次のような事案である。

教員Xは、やや混雑した午前中のデパートの食品売場で、複数の者に対する痴漢行為をしたと疑われ、現場から逃走しようとして逮捕された。Xは、取調べの段階から刑事公判まで一貫して起訴事実を否認したが、刑事裁判において第一審では懲役4月執行猶予2年、高裁において罰金40万円の刑が下され、上告棄却によって高裁での罰金刑が確定した。これに対してY市教育委員会は、Xに懲戒免職処分を課し、この処分の妥当性をXが争って提訴したのが本件である。第一審である横浜地裁は、Y市教育委員会の処分に裁量権の濫用はないとしてXの請求を棄却したが、控訴審である東京高裁は次のように判示し、Xに対する懲戒免職処分を取消した<sup>19</sup>。

「本件非違行為は、本件高裁〔刑事〕判決が説示するとおり、白昼、デパートの地下食品売場において、通行中の第一被害者に対し、すれ違いざまに第一被害者が着用していたジーンズの上からその股間付近を手で触り、さらに、その直後に、第二被害者に対し、すれ違いざまに第二被害者のスカートの上からその臀部を手で触ったというものである。」「その犯行は、大胆で悪質なものというほかに、第一被害者及び第二被害者の羞恥心や不安感は大かったというべきであり、控訴人の刑事責任を軽くみることはできない。」「また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない……、また、その職の信用を傷付け、又は地方公務員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない義務がある……など、その地位の特殊性や職務の公共性があるところ、我が国の将来を担う児童・生徒の健全な育成を図るべく、同人らに社会一般のルールやモラルを教え導く立場にあり、公務員の中でも高度の倫理的責任を負うことを期待されている教育公務員が、白昼堂々、痴漢行為を行い、有罪判決が確定したという事実は、生徒や保護者のみならず、市民にも少なからぬ衝撃を与えたことが窺われ、Xのみならず、Y市の教職員全体に対する信頼を損なったものとして、社会に与えた影響も決して小さくなく、とりわけ、教育公務員は、日常的に女子児童及び生徒と接する機会の多いことから、男性の教育公務員の女性への痴漢行為が、女子児童及び生徒及びその保護者らに与える不安感は大きいというべきである。」

19 本判決に対して、Y市は上告受理申立をしたが、最高裁は上告不受理決定をし、控訴審の判断が確定している。最決平成25年11月27日平成25年（行ヒ）310号。

「一方で、痴漢行為は、本件量定一覧において「わいせつ等行為」と分類される非違行為の類型の中では軽い部類に属するものであるところ、本件非違行為（本件痴漢行為）は、計画的にされたものとはみられないこと、その態様も、着衣の上から一瞬触るという程度のものであって執拗なものではないことからすれば、痴漢行為としてみても比較的軽微なものにとどまるといふべきである。」「また、Xには、本件刑事事件以外に前科はなく、教員として任用された後、本件処分以外に懲戒処分を受けた経歴もない。」

「次に、本件方針の定める加重事由の有無について検討する」と、「①の「児童・生徒の良好な教育環境や市民・保護者の信頼を著しく損なう事態を招いたとき」に関しては、本件非違行為が、生徒、保護者、市民の信頼を損なう事態を招いたとは認められるものの、高裁〔刑事〕判決の確定後も、生徒、卒業生、保護者、同僚その他の学校関係者、友人、近隣住民等の相当数が、Xに対する信頼を失っておらず、支援、協力等を申し出るなどしていることからすれば、少なくとも、本件非違行為のような行為一般に想定されている影響以上に「信頼を著しく損なう事態を招いた」とまでは認められない。」「また、②の「教育公務員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき」に関しては、本件非違行為（本件痴漢行為）は、大胆で悪質なもので、Xの刑事責任を軽くみることはできないことは前記のとおりであるが、他方で、……行為の態様からすれば、「極めて悪質」ということはできない。」「③の「教育公務員が違法行為を継続した期間が長期に渡るとき」、④の「教育公務員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき」及び⑤の「教育公務員が過去に処分等を受けたことがあるとき」に関しては、いずれも該当するとは認められず、⑥の「自らの不適切若しくは違法な行為を隠ぺいしたとき」に関しても、Xが本件非違行為（本件痴漢行為）を一貫して否認していることが直ちに「隠ぺい」に該当するということとはできない。」「そうすると、本件非違行為については、本件指針に想定されている加重事由が存在するとは認められない。」

「さらに、本件方針の定める軽減事由（不処分事由）の有無について検討する」と、「Xは、昭和52年4月にY市公立学校教員として任用され、以後、逮捕されるまでの約29年間、同市内の公立高校において社会科教諭として勤務してきたものであるが、この間、教科指導の指導能力につき良い評価を得ていたことが窺われるとともに、……社会科の教科書や教材の編集に携わり、定時制高校存続のために新聞への論稿の投稿や記録ビデオの編集に関与するなど、研究活動や社会的な活動等にも取り組み、公務内外において実績を積み重ねていたことが認められる。」「また、その勤務態度や指導能力等から、上司や同僚、教え子である生徒から一定の信頼を得ていたことは、本件審査請求及び本件で提出されている、

多数の陳述書等からも窺うことができ、少なくとも①の「教育公務員の日頃の勤務態度又は教育実践が極めて良好であるとき」に該当するといえることができる。」「したがって、……本件非違行為の態様、その具体的な影響、Xには、本件刑事事件以外に前科前歴がないことなどに加え、前記の軽減事由も認められることに照らせば、教育公務員の痴漢行為が、一般的に、Y市の教職員全体に対する信頼を損なうとともに、社会に大きな影響を与え、とりわけ、女子児童及び生徒並びその保護者らに与える不安感は大きいことを考慮に入れても、教育委員会が、本件非違行為に対する処分として、Xに重大な不利益をもたらす懲戒処分を選択したことは重きに失し、その内容は社会通念上著しく妥当性を欠くと認めるのが相当である。」

「なお、……県内における教育公務員の懲戒処分について、①電車内で痴漢行為を行い逮捕され、停職処分とされた事例が2件、②電車内で痴漢行為を行い逮捕された後、被害者との示談が成立し処分保留となったが、3年前にも同様の行為を行っていたことが発覚し懲戒免職処分とされた事例が1件、③書店内で女子中学生の下半身を3回にわたり触ったとして県迷惑防止条例違反で逮捕され、起訴猶予処分後、懲戒免職処分とされた事例が1件認められる。また、他県の事例において、電車内等の公共の場所で痴漢行為を行い停職処分とされたものが9件、懲戒免職処分とされたものが10件あることが認められる。」「しかし、これによれば、痴漢行為を行った教育公務員に対する懲戒処分として、免職が選択された事例の方が、停職が選択された事例よりも多いと認められるが、停職が選択された事例も相当数あるといえることができ、さらに、個々の事案の詳細な内容や被懲戒者の経歴等が明らかではなく、単純に比較することは相当でないから、上記のような懲戒処分の状況は、……判断を左右しないというべきである。」

「本件処分は、……〔Y市〕分限懲戒審査委員会において、事案の概要及び処置案等が記載された処分案、処分量定一覧及び類似事案の処分例が配布され、本件刑事事件の経過、Xの言い分、処分を相当とする理由や他の類似案件との均衡等が説明され、これらの点について議論を経た上で、教育委員会に対して懲戒免職処分を提案することが決定され、……臨時教育委員会において、各委員に対し、辞令書、処分説明書及び事案説明のための資料……が配布され、教職員人事課担当職員から、Xが否認していることや本件刑事事件の経緯、判決内容に加え、提案する処分量定の理由や他の処分事例との均衡等の詳細が口頭で説明され、全員一致でXに対する懲戒免職処分が決定されたというものである。」「しかしながら、上記の分限懲戒審査委員会において類似例として配布された「わいせつ・セクハラ行為により懲戒処分を受けた事件の概要」には、わいせつ・セクハラ行為により懲

戒処分を受けた8件の事例が紹介され、その処分内容は、7件が懲戒免職、1件が停職となっていることが示されているが、そのうちの4件は、本件量定一覧において免職しか予定されていない「淫行」の事例であり、他の4件は「その他わいせつな行為（盗撮・のぞき等）」の事例であって、これらの8件のうちの3件については、同種行為の反復も併せて指摘されている。「このように、類似例とされた上記の事例には、本件非違行為のような痴漢行為の事例は1件もなく、また、本件指針に示されたいずれかの軽減事由が存在するとされた事例も全く含まれていない。」「また、上記のその他の各資料をみても、本件量定一覧及び本件指針に定められた基準による加重事由及び軽減事由の存否や上記基準に照らして類似すると認められる事例との処分の均衡について、検討が加えられたものとは認められない。」「したがって、本件処分は、その判断の過程において、教育委員会が自ら考慮すべきものと定めた軽減事由の存在や適切な類似事例との均衡などを考慮していないといわざるを得ず、その内容は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。」「以上によれば、本件懲戒処分は、本件非違行為に対する評価として重きに失し、明らかに合理性を欠き、かつ、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しない点において、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められ、裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したのものとして違法というべきである。」

本判決は、学校外で犯罪行為をしたとして有罪判決が確定した事案に対する処分に関して、裁判所から裁量権の濫用があったと判断された事案である。本件に関する裁判所の判断構造はやや複雑であり、Xが行ったとされる本件行為自体がどの程度重いものであるかという判断と、Y市教育委員会が処分に際して行った手続上の問題点に関する判断とが、複合して最終的な結論が導かれている。性犯罪の中でも、電車内を典型とする混雑時における痴漢行為は、周囲に多数の者が存在しているにもかかわらず、被害を主張する者の供述と被疑者の供述以外に証拠がない場合が通常であり、この点でも、前述した学校内でのセクハラ事案に対する判断と同様、関係者の供述の信頼性を、相互に比較衡量して判断が下される構造となることが避けられない状況にある<sup>20</sup>。

本件の場合、Xにとって決定的に不利であったのは、疑われた直後に現場から逃走しようとして逮捕された点にあり、刑事裁判においても本判決においても、Xの

---

20 この判断構造の問題点については、星野豊「痴漢行為の有無に関する民事事件の事実認定（1）～（3：完）」筑波法政50号～52号（2011年～2012年）参照。

犯罪事実に関する認定が維持された理由は、事実上この部分に原因があると考えて差し支えない。しかしながら、本判決は、Xが痴漢行為をしたという事実を前提としつつ、Y市における懲戒基準からして痴漢行為は重大犯罪とは扱われていないこと、及び、Xに懲戒加重事由が存在しない一方で、懲戒軽減事由が存在することから、Xに対する過重な処分は妥当でないと判示し、さらに、Xに対して懲戒免職処分を決定したY市教育委員会における資料中の参照事例を取り上げ、これらの参照事例に痴漢行為の事案が含まれておらず、懲戒軽減事由についても検討されていないことを指摘して、本件懲戒免職処分が裁量権の濫用であると結論づけている。

本判決における裁判所のかかる立論は、ある観点からすれば合理的であるとも考えられるが、見方を変えれば、非違行為の処分に関する処分権者の裁量を極めて限定的に捉えていると評価することも可能であり、また、参照事例において痴漢行為の事例や懲戒軽減事由を適用された事例が存在しなかったことが、教育委員会の裁量に影響を与えたか否かについても、必ずしも十分な理由が示されていないとの評価も成り立ち得ないではない<sup>21</sup>。もっとも、本判決に先立つ刑事判決が、最終的に罰金刑を科した際に理由中の判断として、懲役刑が確定すれば法律上懲戒免職処分が避けられなくなり、Xにとって極めて苛酷な事態となる旨が述べられていたことからすると、裁判所としては、他の犯罪行為との均衡上、Xの本件行為については懲戒免職処分が適当でない旨が刑事判決の段階から示唆されていたにもかかわらず、Y市教育委員会が敢えて懲戒免職処分を課したことに対する、裁判所の再度の妥当性の判断が示されたものとも考えられる。

以上見てきたとおり、性的問題行為に関しては、そもそも事実認定の部分で真実が明らかにならない場合が極めて多く、かなり曖昧な形で事実認定が行われたうえでの処分が下される場合が避けられないことから、裁判所において処分の妥当性が争われるに際しても、そもそも事実関係の部分から対立が生ずることとなる。一方

---

21 実際、教育委員に一般的に要求されるべき知見からすれば、完全に同種の事案が参考事例として挙げられていなかったとしても、参考事例における行為の悪性との比較検討を行うことは不可能でない筈であり、処分加重事由や処分軽減事由について、具体的な条文や参考事例が示されていなかったとしても、一般論として処分の軽重に影響を及ぼすべき事由として当然に認識されている筈であるとも考えることもできるから、本件処分を決定した教育委員らが、不十分あるいは誤った情報により結論を誤導されたと言えるか否かについては、なお評価が分かれる可能性がある。従って、本判決がY市に対して要求しているものは、処分に関する裁量権が市側にあることを前提とした、懲戒処分に係る手続上の適正であると考えて差し支えないように思われる。

で、本項の冒頭で述べたとおり、若年者である児童生徒が多数集合する学校においては、性犯罪に対する厳罰要求が特に強くなる傾向があり、教員に対する信頼失墜の程度においても、他の犯罪に増して性犯罪の場合は特に著しくなることが明らかである以上、事実関係に争いがあり、教員の問題行為を確実に認定できない場合について、一律に処分を軽くすることが、社会全体から一般的な支持が常に得られるとは必ずしも言い難い状況が存在している。また、学校外の機関であり、かつ、社会的に信頼性が高い裁判所において犯罪事実が認定された事案に対しても、懲戒処分を課した手続について、なお裁判所から裁量権濫用の指摘を受けることがありうることは、具体的事案として既に見てきたとおりである。要するに、およそ教職員に不利益処分を課す場合には、慎重の上にも慎重を期すべく、あらゆる参照事例と関係者の供述とを「総合的に考慮」した結果として行うことが、処分権者に与えられた処分の「裁量権」の具体的帰結として、求められているといえることができる。

（未完）

（人文社会系准教授）